

4-9 特定粉じん（石綿、アスベスト）

(1) 大気汚染防止法による規制（届出対象特定工事に係る規定を中心に概要を掲載）

●詳細は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等を御参照ください。

ア 対 象

都内全域の届出対象特定工事

イ 事前調査及び届出

解体等工事に係る事前調査結果の報告（P100 表 5-3-1）

特定粉じん排出等作業実施届出書（届出対象特定工事）の提出（P100 表 5-3-2 参照）

ウ 作業基準（特定工事の元請業者、下請負人、自主施工者に適用される基準）

- ①計画の作成、②掲示板の設置、③記録と保存、④作業の確認、⑤完了の確認、⑥その他の基準（法施行規則別表第7）

表 4-9-1 特定粉じん排出等作業に係る作業基準（その1）
（法第 18 条の 14、法施行令第 3 条の 4、法施行規則第 16 条の 4、同別表第 7）

項	作 業 の 種 類	作 業 基 準
1	<p>令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は 5 の項に掲げるものを除く。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【令第 3 条の 4 に掲げる作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 号：特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（「建築物等」）を解体する作業 ・ 第 2 号：特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業 <p>【石綿含有断熱材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。） </div>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5 の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

(つづく)

表 4-9-1 特定粉じん排出等作業に係る作業基準 (その2)		法
項	作業の種類	作業基準
3	令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）。 ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

(2) 環境確保条例による規制

ア 対象地域

都内全域

イ 対象工事

石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修工事（第 123 条第 2 項）

ウ 遵守事項

作業上の遵守事項（第 123 条第 2 項、H26.5.29 東京都告示第 830 号）

エ 事前届出

対象工事のうち、次に該当するもの（届出について P101 表 5-4、5-5 参照）

- ① 15 m²以上の吹付け石綿を使用するものの解体又は改修の工事
- ② 石綿含有材料（吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）を使用する建築物等で、500 m²以上の床面積を有するものの解体又は改修の工事

表 4-9-2 石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事に
おける作業上の遵守事項（条例第 123 条第 2 項、平成 26 年東京都告示 830 号）

		条例告示
工事の種類	吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材等（断熱材、保温材及び耐火被覆材）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事	左欄以外の石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事
全般	・大気汚染防止法（以下「法」という。）第 18 条の 15 の規定（解体等工事に係る調査及び説明等）、法第 18 条の 20 の規定（作業基準の遵守義務）の適用	
施工前	・条例第 124 条第 1 項の規定による届出に必要な情報を法第 18 条の 15 第 1 項の規定による説明のときに発注者に提供すること。	
施工中	・防じんシートその他の資材を使用して、工事現場に覆いをすること。	・左に同じ
	・粉じんの飛散を防止するため、散水その他の方法により、工事現場を湿潤化すること。	・左に同じ
	・石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を講じること。	
施工後	・吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材等の除去作業に使用した工具及び資材等は、付着した石綿を取り除いた後、当該除去作業を行う場所（以下「作業場」という。）の外へ搬出すること。	・左に同じ
	・作業場と周辺との隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業場内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。	
	・上記の規定による措置、条例第 123 条第 2 項の規定による監視の結果に基づく措置、法第 18 条の 14 の作業基準に係る措置その他吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材等の除去等に係る措置を行ったときは、実施年月日、実施方法、異常の有無及び異常があった場合の措置内容並びに現場責任者の氏名を記録し、これを 3 年間保存すること。	・工事現場及びその周辺に、石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行うこと。

オ 飛散状況の監視

表 4-9-3 石綿の飛散の状況の監視方法 (条例施行規則第 59 条 別表第 13) 条例

工事の区分		監視の方法
解体又は改修の工事 建築物その他の施設の工事	1 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの (除去、封じ込め又は囲い込みの作業の個所が局所であって、知事が認める石綿の飛散防止法によるものを除く。)	工事の開始前、施工中及び工事終了後において、敷地境界 4 か所(換気装置の排出口に最も近い場所を含む。)でそれぞれ 1 回以上(施工期間が 6 日を超える場合には 6 日ごとに 1 回、2 区画以上の場合には区画ごとに 1 回)濃度を測定(表 4-9-4 参照)する。
	2 1 以外のもの	現場内において目視により監視

表 4-9-4 石綿濃度の測定方法

特定建築材料に含まれるアスベストがクリソタイルのみであることが明らかな場合	「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定方法」(H1.12.27 環境庁告示第 93 号)又は次の方法
それ以外の場合	「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省)に基づく方法(「参考資料」の迅速な測定方法を除く。)

(3) 法・条例適用関係

表 4-9-5 解体等工事において必要な措置内容と法・条例の適用関係(主なもの)(その 1)

措置内容	大気汚染防止法	東京都環境確保条例
事前調査	調査：第 18 条の 15 第 1 項、第 4 項 (施行規則) 第 16 条の 5 記録：第 18 条の 15 第 3 項、第 4 項 (施行規則) 第 16 条の 8	
発注者へ調査結果等を説明	第 18 条の 15 第 1 項 (施行規則) 第 16 条の 6、7	第 123 条第 2 項 平成 26 年東京都告示第 830 号
届出の提出	第 18 条の 17 各項 (施行規則) 第 10 条の 4、第 13 条	第 124 条第 1 項 (施行規則) 第 60 条
掲示板の設置	①事前調査結果の掲示 第 18 条の 15 第 5 項 (施行規則) 第 16 条の 9、10 ②特定工事に該当する場合の掲示 第 18 条の 14 (施行規則) 第 16 条の 4 第 2 号	
敷地境界での濃度測定 (工事前・作業中・工事後)		第 123 条第 2 項 (施行規則) 第 59 条 別表 13
作業中における作業基準・作業上の遵守事項	【作業基準】 第 18 条の 14 (施行規則) 第 16 条の 4 第 1 号 別表 7	【作業上の遵守事項】 第 123 条第 2 項、 平成 26 年東京都告示第 830 号
廃棄物の処理	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等による)	

(つづく)

表 4-9-5 解体等工事において必要な措置内容と法・条例の適用関係（主なもの）（その2）

作業結果の報告	第 18 条の 23 第 1 項 (施行規則) 第 16 条の 16 第 1 項*	
記録の作成保存	第 18 条の 23 第 1 項、第 2 項 (施行規則) 第 16 条の 16 第 2 項、第 16 条の 17*	第 123 条第 2 項 平成 26 年東京都告示第 830 号

[参考]

【法】特定粉じん発生施設

従前届出のあった都内の施設は、平成 17 年 7 月末までに全て廃止され、現在都内に特定粉じん発生施設は存在しない。

表 4-9-6 特定粉じん発生施設の敷地境界基準
(法施行令第 3 条の 2、同別表第 2 の 2、法施行規則第 16 条の 2)

			法
項番号	施設*1の種類	施設の規模	規制基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上	工場の敷地境界線における 大気中で 10 本/L*2
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

※1 石綿含有製品の製造用に限り、湿式・密閉式のを除く。

※2 測定の義務…法第 18 条の 12、法施行規則第 16 条の 3 に基づき、6 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行う必要がある。ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下の工場は当分の間、測定を行わなくてもよい。(H1.12.27 環境庁告示第 94 号)